

飼料等の販売業者・製造業者・輸入業者の皆様へ

飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）では、流通段階での飼料の安全性の確保及び品質の改善を図るため、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制が行われています。

1 飼料等の製造・販売業者の届出（法第50条）

飼料又は飼料添加物（以下「飼料等」といいます。）の製造業者及び輸入業者は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に、販売業者は都道府県知事に、事業を開始する2週間前までに届け出ることが義務付けられています。

また、届け出た内容に変更（廃止含む）が生じた場合は、1か月以内にその旨を届け出る必要があります。

これに従わず、無届で営業した場合、法律による罰金（30万円以下の罰金）の対象となります。

（1）飼料等販売業者の届出について

家畜等（※）の飼料を販売する場合には、小売業でも届出が必要です。

なお、自ら生産した農産物を飼料として畜産農家に販売する場合は、届出の必要はありません。

※家畜等

牛、豚、めん羊、山羊及び鹿、鶏及びうずら、蜜蜂、ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（農林水産大臣が指定するものは除く。）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにっこういわなその他いわな属の魚

（2）輸入業者の届出について

輸入する飼料等が製造されたものであっても、原料や材料の種類について届出が必要です。

（3）手続方法等について

手続方法等については以下のとおりです。

・受付及び問い合わせ窓口

青森県農林水産部畜産課 飼料環境グループ

Tel 017-734-9497 Fax 017-734-8144

- ・受付期間
月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く)
- ・手続方法
持参又は郵送のいずれか
- ・手数料等
不要

2 帳簿の備え付け(法第 5 2 条)

飼料及び飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、以下の事項を帳簿に記載する必要があります。

- (1) 飼料及び飼料添加物の名称
 - (2) 数量、荷姿
 - (3) 製造年月日(製造業者)、販売年月日(販売時)
 - (4) 原料又は材料を譲り受けた年月日、相手方の氏名等(製造業者)
 - (5) 飼料及び飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡した相手方の氏名等
- ※帳簿の保存は 8 年間です。